

令和 8 年 1 月 1 6 日

南相馬市農業委員会
1 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和8年1月16日(金) 午後1時40分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1.出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	早瀬川 秀 一	出	11	井 上 純 子	出
2	西 山 健 司	出	12	杉 本 正 宏	出
3	横 山 仁	出	13	濱 田 賢 次	出
4	根 本 剛 実	出	14	清 信 眞 一	出
5	桑 折 一 洋	欠	15	今 野 秀 幸	出
6	水 谷 隆	欠	16	濱 名 弘 幸	出
7	遠 藤 一 郎	出	17	半 谷 眞知子	出
8	前 田 一 郎	出	18	塚 野 邦 好	出
9	荒 利 敬	出	19	今 野 由 喜	出
10	鎌 田 宣 義	出			

2.出席職員

事務局

局 長 増山 善樹 次 長 大坪 勇彦 主 査 宮本 達男
副主査 米本 一樹

農地集積課

主 査 遠藤 昌治

4 . 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について	
日程第 2	諸般の報告	
日程第 3	報告第 1 号	農地専門委員会の開催報告について
日程第 4	報告第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について
日程第 5	報告第 3 号	違反転用事案の報告について
日程第 6	議案第 1 号	農用地利用集積等促進計画の決定について
日程第 7	議案第 2 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 8	議案第 3 号	農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について
日程第 9	議案第 4 号	農地法第 4 条の規定によるの許可申請について（市許可分）
日程第 10	議案第 5 号	農地法第 4 条の規定によるの許可申請について（県許可分）
日程第 11	議案第 6 号	農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分）
日程第 12	議案第 7 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
日程第 13	議案第 8 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
日程第 14	議案第 9 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）
日程第 15	議案第 10 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）
日程第 16	議案第 11 号	現況確認証明申請について

５．会議の概要

（開会 午後１時４０分）

議 長 只今より、令和８年１月定例総会を開会いたします。欠席通告者は、５番委員、６番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第５条により、定足数に達しております。

議 長 日程第１、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第２４条第２項の規定により、議席番号１０番委員、１４番委員、１５番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第２、「諸般の報告」を行います。１２月２２日から２３日に、市農業者年金協議会主催の視察研修が、令和元年度以来６年ぶりに実施され、参加いたしました。会員８名と、農業委員会を代表して私、事務局職員１名、合わせて１０名の一行で、栃木県的那須地方を訪れました。食品メーカー「カゴメ」の工場や、農家による対面販売と料理のレシピも紹介する農産物直売所、観光型フルーツ園など、地域農業の振興に深く関わる施設を視察しながら、会員相互の親睦と交流を図りました。以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第３、報告第１号「農地専門委員会の開催報告について」を議題といたします。農地専門委員長からの報告を求めます。

委員長 報告第１号についてご報告いたします。議案書の２ページから５ページまでとなっております。開催日時につきましては、令和７年１２月１５日午後３時２０分から午後５時まで、１２月定例総会終了後に行いました。出席者は、議案書記載のとおり委員１０名と事務局２名の出席となります。協議内容につきましては、令和８年度標準農作業料金の検討についてであります。令和８年度標準農作業料金について検討し、一部金額を変更することといたしました。農地専門委員会で検討した結果、令和８年度標準農作業料金表は４ページに記載のとおりとなっております。この案をもとに、令和８年１月２９日に令和８年度標準作業料金検討会議を開催することとし、検討結果を、令和８年２月の農業委員会定例総会にお諮りすることとなっております。

毎年、農業委員会で標準作業料金表というものを検討するのですが、まず、農地専門委員会でたたき台を作成します。その次に、関係機関や農業者等出席の上で、より実態に則した金額の策定を行います。更に、そこで協議された内容を、２月の定例総会にて皆様方にお諮りすると、そういった流れになっております。

今回の農地専門委員会では、たたき台の作成を行いました。まず、農作業賃金

についてであります。県の最低時給が１，０３３円となっておりますので、１日当たり８，２６４円、１時間当たり１，０３３円と決定いたしました。

次に、農作業料金についてです。育苗につきましては、資材代との大きな兼ね合いがありますので、後日開催される検討会議で農協の資料をもとに検討することといたしており、料金の改定はまだ行っておりません。

次に、育苗、籾摺り、色彩選別、ブームスプレー以外の項目については、令和７年度の金額に５％を上乗せで考えております。消費者物価や労賃の上昇、石油製品価格の下落等を根拠とし、バランスをとった金額ということで、５％上乗せで料金を検討いたしました。

最後に、色彩選別についてです。これまでの表記は一連作業の７７０円が基本でありましたが、この色彩選別は籾摺りと一連作業で行われる場合がほとんどであります。単純に色彩選別のみの作業料金を掲載する形で検討することとなりました。これは他の自治体と比較して、表記を合わせる形となっております。先ほども申し上げましたが、今回はたたき台ということで、大まかな目安だということをご理解いただければと思います。以上、農地専門委員会の開催報告とさせていただきます。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第４、報告第２号「農地法第１８条第６項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第２号についてご説明いたします。議案書の６ページから７ページになります。今回１１件の案件がございますが、いずれも合意による解約ですので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことを報告いたします。詳細につきましては、記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 5、報告第 3 号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第 3 号についてご説明をいたします。議案書の 8 ページ、整理番号 1 番及び 2 番につきまして、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等は記載のとおりでございます。先ず、整理番号 1 番についてですが、昭和 57 年頃に父親が農業用倉庫を建築し、現在も使用しております。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものとなります。

続きまして、整理番号 2 番ですが、平成 16 年頃にバス停広場として使用されており、現在は貸駐車場となっております。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したため、転用許可を受けて違反転用状態を是正するものとなっております。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 6、議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。提案者、農地集積課からの説明を求めます。

農地集積課 議案第 1 号についてご説明申し上げます。市が農用地利用集積等促進計画を定めるに当たり、福島復興再生特別措置法第 17 条の 28 第 3 項の規定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求めるものであります。議案書の 9 ページから 19 ページまでとなります。対象地区は 5 地区で、利用権の設定が 87 件、再転貸が 2 件となっております。議案書の 10 ページから 14 ページ、整理番号 1 番から 40 番に関しましては、原町区高地区における前契約の満了による新たな契約となります。

続きまして、議案書 14 ページ、整理番号 41 番から 83 番につきましては、原町区上太田地区における前契約の満了による新規契約となります。

続きまして、議案書 18 ページ、整理番号 84 番及び 85 番につきましては、原町区深野南区における担い手への集積による新規契約となります。

続きまして、議案書 18 ページ、整理番号 86 番及び 87 番につきましては、小高区小屋木地区における担い手への集積による新規契約となります。

続きまして、議案書 19 ページ、整理番号 1 番及び 2 番につきましては、原町

区一般地区における再転貸契約となります。いずれの案件に関しましても、賃借料は貸し手借り手双方合意の上で決定しております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議 長 次に、日程第7、議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第2号についてご説明いたします。議案書の20ページから23ページになります。申請番号1番から7番について、詳細は記載のとおりでございます。各調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第8、議案第3号「農地法第3条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第3号についてご説明いたします。議案書の24ページから27ページになります。なお、26ページの申請番号6番につきまして、借主の内容に誤りがございましたので、お配りしております正誤表によりお読み替えていただければと思います。申請番号1番から11番について、詳細は記載のとおりであります。調査担当委員からは、許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 9、議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 4 号についてご説明をいたします。議案書の 28 ページ、申請番号 1 番及び 2 番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。ともに報告第 3 号の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号 1 番について、18 番委員。

18 番委員 議案第 4 号申請番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。なお、この案件は報告第 3 号整理番号 1 番の関連案件です。現地案内図は 1 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 1 月 9 日午前 10 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 続きまして、申請番号 2 番について、3 番委員。

3 番委員 議案第 4 号申請番号 2 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 2 ページです。申請内容は記載のとおりです。去る 1 月 14 日午前 11 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 10、議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 5 号についてご説明をいたします。議案書の 29 ページ、申請番号 1 番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。第 2 種農地に貸駐車場を整備するための申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号 1 番について、9 番委員。

9 番委員 議案第 5 号申請番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 3 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 1 月 13 日午後 2 時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 11、議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 6 号についてご説明をいたします。議案書の 30 ページ、申請番号 1 番

につきまして、当事者の住所氏名、土地の所在、事業計画を変更する理由は記載のとおりでございます。貸ホールやバーベキュースペースとして使用する目的で平成28年に転用許可を受けましたが、当該農地の水はけが悪く、バーベキュースペースとしては不適地だったことから、駐車場や通路敷として使用するため、当初の許可内容を変更するものとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、9番委員。

9番委員 議案第6号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は4ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る1月13日午後1時30分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第7号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第7号についてご説明をいたします。議案書の31ページ、申請番号1番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。市街化が進んでおります第3種農地に住宅を建築するための申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、7番委員。

7番委員 議案第7号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は5ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る1月12日午前9時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を

調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 13、議案第 8 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 8 号についてご説明をいたします。議案書の 32 ページ、申請番号 1 番及び 2 番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。ともに同一事業者による転用申請であり、第 2 種農地に太陽光パネルを設置するための申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号 1 番について、12 番委員。

12 番委員 議案第 8 号申請番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。申請内容につきましては記載のとおりです。現地案内図は 6 ページになります。去る 1 月 13 日午後 1 時 30 分頃、代理人行政書士とともに現地立会調査を実施いたしました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、申請番号 2 番について、16 番委員。

16 番委員 議案第 8 号申請番号 2 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 7 ページになります。申請理由は記載のとおりです。去る 1 月 13 日午後 2 時 20 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取りを行いました。現地調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 14、議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 9 号についてご説明いたします。議案書の 33 ページ、申請番号 1 番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。現場事務所用地として使用するための一時転用申請であり、期間は令和 10 年 5 月 31 日までとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番について、18 番委員。

18 番委員 議案第 9 号申請番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 8 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 1 月 9 日午前 11 時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 15、議案第 10 号「農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 10 号についてご説明いたします。議案書の 34 ページ、申請番号 1 番及び 2 番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記

載のとおりでございます。ともに同一事業者による転用申請であり、第2種農地に太陽光パネルを設置するための申請となっております。このうち、申請番号2番は、土地の所有権移転と貸借による地上権設定が合わさった案件となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。先ず、申請番号1番について、8番委員。

8番委員 議案第10号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は9ページになります。去る1月8日午前9時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

議 長 続きまして、申請番号2番について、12番委員。

12番委員 議案第10号申請番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。申請内容については記載のとおりです。現地案内図は10ページになります。去る1月13日午前10時頃より、代理人である行政書士とともに現地立会調査を実施いたしました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第16、議案第11号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第11号についてご説明いたします。議案書の35ページ、申請番号1番から4番につきまして、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりでございます。申請のありました農地8筆のうち、申請番号4番の2筆を農地、そのほか6筆を非農地と判断いたしました。この件につきましては、担当委員に現地

調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号 1 番から 4 番について、現地調査委員を代表しまして、1 1 番委員から報告をお願いします。

1 1 番委員 議案第 1 1 号申請番号 1 番から 4 番について、現地調査の結果を報告いたします。去る 1 月 7 日午後 1 時 3 0 分より、農業委員 1 名、農地利用最適化推進委員 1 名、事務局 1 名、合計 3 名で現地調査を行いました。先ず、申請番号 1 番について報告をいたします。現地案内図は 1 1 ページです。雑木が生い茂り、進入路もなく、森林化しているため、農地として再生は困難であることから、非農地と判断いたしました。

 続きまして、申請番号 2 番について報告をいたします。現地案内図は 1 2 ページです。申請のあった 3 筆とも狭小地であり、笹竹が生い茂り、農地として利用することは困難であることから、非農地と判断しました。

 続きまして、申請番号 3 番について報告をいたします。現地案内図は 1 3 ページです。雑木が生い茂り、水源の確保も困難であることから、非農地と判断しました。

 続きまして、申請番号 4 番について報告をいたします。現地案内図は 1 4 ページです。不耕作ではありましたが、草刈り等で管理されていることから、農地と判断いたしました。以上 4 件について、皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告 3 件及び議案 1 1 件、合わせて 1 4 件の審議を全て終了いたしました。これをもちまして、本日の 1 月定例総会を閉会いたします。各委員の皆様、大変お疲れ様でございました。

 （閉会 午後 2 時 2 0 分）

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和8年2月16日

議事録署名人(10番・カマダ ノブヨシ)

議事録署名人(14番・キヨノブ シンイチ)

議事録署名人(15番・コンノ ヒデユキ)
